

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育施設課
事務事業名	小学校施設整備改修事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校の老朽化の進行に応じて、適時、校舎の外壁、屋上防水、電気設備及び内装等の改修工事を実施します。また、グラウンド未改修の学校や周辺住宅に砂塵の被害が多くある学校を優先して、グラウンド改修を進めます。 ・築20年を超える学校を対象として、校舎の外壁、屋上防水、内装などを改修します。 ・築30年を超える学校を対象として、施設の老朽度を勘案し計画的にトイレなどを改修します。 ・大規模改修工事を行っていない学校について、施設改修を計画し施設の長寿命化を図ります。
------	--

	活動名	活動種別	活動時期													
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
1	前期工事打ち合わせ、設計	現場調査・訪問	■													
2	入札・契約	申請等受付		■												
3	工事の施工監理	工事監理			■	■	■	■	■							
4	検査・引渡し	検査・引渡し									■					
5	後期工事打ち合わせ、設計	現場調査・訪問			■											
6	入札・契約	申請等受付				■										
7	工事の施工監理	工事監理					■	■	■	■	■	■	■			
8	検査・引渡し	検査・引渡し													■	
9	次年度工事の調査、設計、予算措置	現場調査・訪問				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10	概算設計	現場調査・訪問	■													
11	財政課との協議 国補助申請	庁内調整・会議		■												
12	実施設計	設計・積算			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
13	予算措置	事務作業全般								■	■	■	■	■	■	■
14	発注（次年度）・契約（次年度）	申請等受付	■	■												
15	工事監理（次年度）検査・引渡し（次年度）	工事監理			■	■	■	■	■	■						

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

事務事業概要書

部名	教育総務部	課かい名	教育施設課
事務事業名	中学校施設整備改修事業		

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・各中学校の老朽化の進行に応じて、適時、校舎の外壁、屋上防水、電気設備及び内装等の改修工事を実施します。また、グラウンド未改修の学校や周辺住宅に砂塵の被害が多くある学校を優先して、グラウンド改修を進めます。 ・築20年を超える学校を対象として、校舎の外壁、屋上防水、内装などを改修します。 ・築30年を超える学校を対象として、施設の老朽度を勘案し計画的にトイレなどを改修します。 ・大規模改修工事を行っていない学校について、施設改修を計画し施設の長寿命化を図ります。
------	--

活動名	活動種別	活動時期												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1 前期工事打ち合わせ、設計	現場調査・訪問	■												
2 入札・契約	申請等受付		■											
3 工事の施工監理	工事監理			■	■	■	■	■						
4 検査・引渡し	検査・引渡し								■					
5 後期工事打ち合わせ、設計	現場調査・訪問			■										
6 入札・契約	申請等受付				■									
7 工事の施工監理	工事監理					■	■	■	■	■	■	■		
8 検査・引渡し	検査・引渡し												■	
9 次年度工事の調査、設計、予算措置	現場調査・訪問				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
10 概算設計	現場調査・訪問	■												
11 財政課との協議 国補助申請	庁内調整・会議		■											
12 実施設計	設計・積算			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
13 予算措置	事務作業全般							■	■	■	■	■	■	■
14 発注（次年度）・契約（次年度）	申請等受付	■	■											
15 工事監理（次年度）検査・引渡し（次年度）	工事監理			■	■	■	■	■	■					

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>学校教育法 (学校施設の社会教育への利用)</p> <p>第一百三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。</p> <p>スポーツ基本法 (学校施設の利用)</p> <p>第十三条 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する国立学校及び公立学校並びに国(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)及び地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)の設置者は、その設置する学校の教育に支障のない限り、当該学校のスポーツ施設を一般のスポーツのための利用に供するよう努めなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項の利用を容易にさせるため、又はその利用上の利便性の向上を図るため、当該学校のスポーツ施設の改修、照明施設の設置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律 (目的)</p> <p>第一条 この法律は、公立の義務教育諸学校等の施設の整備を促進するため、公立の義務教育諸学校の建物の建築に要する経費について国がその一部を負担することを定めるとともに、文部科学大臣による施設整備基本方針の策定及び地方公共団体による施設整備計画に基づく事業に充てるための交付金の交付等について定め、もつて義務教育諸学校等における教育の円滑な実施を確保することを目的とする。</p>

法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	・茅ヶ崎市学校施設整備基金条例

法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>建築基準法 （報告、検査等） 第十二条 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。</p> <p>4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。</p> <p>消防法 第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> <p>水道法 第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>建築基準法 (報告、検査等) 第十二条 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。</p> <p>4 国の機関の長等は、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物その他第一項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。</p> <p>消防法 第十七条の三の三 第十七条第一項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第八条の二の二第一項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。</p> <p>水道法 第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。</p>

<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律 第六章 機械器具等に係る措置 第一節 機械器具に係る措置 (エネルギー消費機器等製造事業者等の努力) 第百四十四条 エネルギー消費機器等(エネルギー消費機器(エネルギーを消費する機械器具をいう。以下同じ。))又は関係機器(エネルギー消費機器の部品として又は専らエネルギー消費機器とともに使用される機械器具であつて、当該エネルギー消費機器の使用に際し消費されるエネルギーの量に影響を及ぼすものをいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)の製造又は輸入の事業を行う者(以下「エネルギー消費機器等製造事業者等」という。)は、基本方針の定めるところに留意して、その製造又は輸入に係るエネルギー消費機器等につき、エネルギー消費性能(エネルギー消費機器の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能をいう。以下同じ。)又はエネルギー消費関係性能(関係機器に係るエネルギー消費機器のエネルギー消費性能に関する当該関係機器の性能をいう。以下同じ。)の向上を図ることにより、エネルギー消費機器等に係るエネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。</p>